

島根県環境資金：融資対象となる低公害車

(1) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車又はハイブリッド自動車

(2) 車両総重量3.5 t以下のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの

ア 平成17年排出ガス基準に対し、50%以上の低減を達成した自動車
※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



又は



イ 平成21年排出ガス基準に適合している自動車

(3) 車両総重量3.5 t超のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの

ア 平成17年排出ガス基準に対し、NO_x及びPMにつき10%以上の低減を達成した自動車
※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



イ 平成17年排出ガス基準に対しNO_x又はPMにつき10%以上の低減を達成し、かつ、平成27年度燃費基準を達成している自動車

※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



かつ



ウ 平成21年排出ガス基準に適合している自動車